

別紙 2024年度前期授業料減免・分納 収入急変に関する証明書類（フローチャート）

- 申請者本人及び生計維持者（原則父母2名）について、マイナンバーでは急変した収入が証明できない場合、いずれかの「収入状況を確認する書類」を提出していただきます。
- マイナンバーで得られる課税情報が収入基準内の場合は「マイナンバーカード等の写し」をマイナンバーキットで提出してください。
- 日本学術振興会特別研究員又はSPRINGの研究奨励金を受給している（採用1年目）の方は、採用決定通知書（写）を提出してください。
- マイナンバーで収入基準以上の収入があるが、2024年4月1日基準日に収入がない場合も、【様式2A】退職証明書又は【様式2B】無職・無収入に関する申立書が必要です。
- 収入に関する証明書類は各学期(前期と後期)で異なりますので、注意してください。

◎2024年4月1日を基準日とする。

- 1 2022年1月1日以前から基準日まで同じ勤務先・雇用形態である場合、マイナンバーで得られる収入状況により審査する。
- 2 2023年1月1日から基準日まで同じ勤務先・雇用形態であり、マイナンバーで得られる収入状況より減少し所得基準内に収まると思われる場合、2023年の年収により審査する。
- 3 2023年1月2日以降基準日まで同じ勤務先・雇用形態に変化がありマイナンバーで得られる収入状況より減少し所得基準内に収まると思われる場合、基準日時点の収入から年収を算出して審査する。

